

(注1) 本条文は、平成30年3月16日にNATOのホームページ (https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_17265.htm) からダウンロードした「Agreement between the Parties to the North Atlantic Treaty regarding the Status of their Forces」を沖縄県が翻訳し、一部加筆したものである。なお、翻訳、加筆に当たっては、以下の文献に掲載されている翻訳例を参考にした。
「西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定」(昭和51年3月、国立国会図書館調査立法考査局)

(注2) 本条文の日本語訳及び概要について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定

1951年6月19日

北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関して

1949年4月4日にワシントンにて署名された北大西洋条約当事国は、

一当事国の軍隊を他の当事国の領域で勤務させるため、取極により派遣することができることを考慮し、軍隊を派遣する決定及び軍隊が派遣される条件は、現取極では規定されておらず、引き続き関係当事国間で個別の取極の対象であることに留意し、しかしながら、他の当事国の領域にいる間そのような軍隊の地位を定めることを希望し、以下のとおり協定した。

第1条

1 この協定において、

- (a) 「軍隊」とは一締約国の陸軍、海軍、空軍に属する人員で、その公務に関連して北大西洋条約区域内の他の締約国の領域にあるものをいう。関係両締約国は特定の個人、部隊、又は編成隊がこの協定の適用上の「軍隊」を構成又は含められるものと認められるべきではないことに同意することができる。
- (b) 「軍属」とは、締約国の軍隊に随伴する文民であり、締約国の軍隊に雇用され、無国籍の者ではなく、北大西洋条約締約国でない国の国民ではなく、かつ軍隊が置かれる国に通常居住する者でない者をいう。
- (c) 「家族」とは、軍隊の構成員もしくは軍属の配偶者又は生活上当該構成員もしくは軍属又はその配偶者に依存するその構成員もしくは軍属の子をいう。
- (d) 「派遣国」とは、軍隊が所属する締約国をいう。
- (e) 「受入国」とは、駐在、通過中にかかわらず、その領域内に軍隊又は軍属がある締約国をいう。
- (f) 「派遣国の軍当局」とは、その派遣国の軍隊又は軍属の構成員に関し、その国の軍法を施行する権限を法律で与えられた派遣国の当局をいう。
- (g) 「北大西洋理事会」とは、北大西洋条約第9条により設立された理事会又は、理事会の代わりとして機能する権限を与えられた補助機関をいう。

2 この協定は、第20条に従い、協定が適用される締約国の領域内の下級行政機関に対しても、その締約国の中央機関と同様に適用する。しかし、下級行政機関が所有する財産は、第8条の意味においては、締約国の所有する財産としてみなしてはならない。

第2条

受入国において、受入国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に、政治的な活動を慎むことは、軍隊、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の義務である。また、このため必要な措置を執ることは、派遣国の義務である。

第3条

1 本条第2項で定めている条件として、軍隊又はその構成員の出入国に関して受入国が

定めた手続きに従うことを条件として、軍隊の構成員が受入国の領域に入国又は領域から出国する際の旅券及び査証に関する規制及び入国検査を免除される。また、軍隊の構成員は受入国の外国人登録及び管理に関する規制を免除されるが、受入国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

- 2 軍隊の構成員に関しては、以下の書類のみが要求される。要求があった際はこれらの書類を提示しなければならない：
 - (a) 派遣国が発給した身分証明書で氏名、生年月日、階級（もしあれば）番号、軍の区分、並びに写真を掲げるもの
 - (b) 北大西洋条約機構の当局が発給した派遣国の国語、英語及び仏語で書かれた個人又は集団移動の命令書で、軍隊の構成員としての個人の身分又は集団の地位、及び命令された移動を証明するもの。受入国は、移動命令書がその受入国の適切な代表者により副署されるべきであることを要求することができる。
- 3 軍属及び家族は、旅券にその旨が記載されなければならない。
- 4 軍隊の構成員又は軍属が派遣国の雇用を離れた場合で送還されない場合、派遣国の当局は受入国の当局に直ちに通知し、その詳細を通知しなければならない。派遣国の当局は、受入国の当局に21日を超える期間不在にする軍隊又は軍属の構成員についても同様に通知しなければならない。
- 5 受入国が軍隊の構成員又は軍属の受入国の領域からの送出国を要請し、又は派遣国の軍隊の旧構成員又は旧軍属に対し、又は派遣国の軍隊の構成員、軍属、旧構成員又は旧軍属の家族に対して退去命令を出した場合は、派遣国の当局はそれらの者を自国の領域に受け入れ、受入国外に送出国することにつき責任を負うものとする。本項の規定は受入国の者でなく派遣国の軍隊の構成員又は軍属として、又は派遣国の軍隊の構成員又は軍属となるために受入国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第4条

受入国は次のいずれかを行わなければならない

- (a) 派遣国又は下級行政機関が軍隊の構成員及び軍属に対して発給した運転許可証又は運転免許証、もしくは軍の運転許可証を、運転試験又は手数料を課さないで有効なものとして承認すること。
- (b) 派遣国又は下級行政機関が軍隊の構成員及び軍属に対して発給した運転許可証又は運転免許証、もしくは軍の運転許可証を所持する軍隊の構成員又は軍属に対して運転試験を課さず、その派遣国の運転許可証又は運転免許証を発給すること。

第5条

- 1 軍隊の構成員は通常制服を着用しなければならない。派遣国及び受入国の当局間で反対の取り決めがある場合以外、私服の着用は受入国の軍隊の構成員と同様の条件とならなければならない。国境を越える際は、正規に構成された部隊又は編制隊は制服を着用しなければならない。
- 2 軍隊又は軍属の軍用車両は登録番号、国籍を示す明確な標識を付けていなければならない。

第6条

軍隊の構成員は命令により認められている場合のみ、武器を所持又は携帯することができる。派遣国の当局は、本件に関して受入国からの要請に好意的な考慮を払わなければならない。

第7条

- 1 本条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 派遣国の軍当局は、派遣国の法令により軍当局に与えられたすべての刑事裁判及び懲戒の管轄権を派遣国の軍法に服するすべての者に対し、受入国において、行使する権利を有する。
 - (b) 受入国の当局は、受入国の領域内で犯された犯罪で受入国の法令によって罰することができるものについては、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族に対し管轄権を有する。
- 2 (a) 派遣国の軍当局は、派遣国の法令によって罰することができる犯罪で受入国の法令によっては罰することができないもの（派遣国の安全に関する犯罪を含む。）については、派遣国の軍法に服する者に対し専属的管轄権を行使する権利を有する。
 - (b) 受入国の当局は、受入国の法令によって罰することができる犯罪で派遣国の法令によっては罰することができないもの（受入国の安全に関する犯罪を含む。）については、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族に対し専属的管轄権を行使する権利を有する。
 - (c) 本条第2項及び第3項の適用上、国の安全に対する犯罪とは、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為、諜報行為又は当該国の公務上の秘密若しくは当該国の国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 管轄権を行使する権利が競合する場合には、次の法則を適用する。
 - (a) 派遣国の軍当局は、次の犯罪については、軍隊の構成員又は軍属に対して管轄権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もっぱら当該国の財産若しくは安全のみに対する犯罪又はもっぱら当該国の軍隊の他の構成員、他の軍属若しくは家族の身体又は財産のみに対する犯罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる犯罪
 - (b) その他の犯罪については、受入国の当局が、管轄権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国が管轄権を行使しないことに決定したときは、その国は、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、その権利の放棄が特に重要であると他方の国が認めた場合には、その権利の放棄を求める他方の国の当局からの要請に対して好意的考慮を払わなければならない。
- 4 本条の前諸項の規定は、派遣国の軍当局が受入国の国民たる者又は受入国に通常居住する者に対し管轄権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、それらの者が派遣国の軍隊の構成員であるときは、この限りではない。
- 5 (a) 受入国及び派遣国の当局は、受入国の領域内における軍隊の構成員若しくは軍属又

は家族の逮捕及び前記の規定に従って管轄権を行使すべき当局への逮捕された者の引渡について、相互に援助しなければならない。

(b) 受入国の当局は派遣国の軍当局に対し、軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 受入国が管轄権を行使すべき軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が派遣国の手中にあるときは、受入国により公訴が提起されるまでの間、派遣国により引き続き行われるものとする。

6 (a) 受入国及び派遣国の当局は、犯罪についてのすべての必要な調査の実施並びに犯罪に関連する物件の押収及び正当な場合にはその引渡を含めて、証拠の収集及び提出について相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡しは、引き渡す当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。

(b) 締約国の当局は、管轄権を行使する権利が競合するすべての事件の処理については、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、受入国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、派遣国の当局が受入国内で執行してはならない。

(b) 受入国の当局は、派遣国の当局が本条の規定に基づいて受入国領域内で言い渡した自由刑の執行について派遣国の当局が求める援助の要請に対して好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人となった者が、本条の規定に従って一締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、若しくは赦免されたときは、他の締約国の当局は、同一の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、派遣国の軍当局がその軍隊の構成員を、その者が他の一締約国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 軍隊の構成員、軍属又は家族は、受入国の管轄権に基づいて公訴を提起された場合にはいつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 公判前に自己に対してなされた具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が受入国の管轄地域内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する司法上の代理人をもつ権利又は受入国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて司法上の代理人をもつ権利

(f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び裁判所規則が許すときは自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利

10 (a) 軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、受入国との協定の結果使用する宿营地、営造物又はその他の土地及び建物において警察権を行う権利を有する。当該軍隊の憲兵は、前記の土地及び建物において秩序及び安全の維持を確保するため、すべての適当な措置を執ることができる。

- (b) 前記の土地及び建物の外部においては、前記の憲兵は、受入国の当局との取極に従うことを条件とし、且つ、当該当局と連絡してのみ、且つ、その使用が軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内で使用されるものとする。
- 11 各締約国は、その領域における他の締約国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護並びにその目的で制定された法令に違反した者の処罰を確保するために必要と認める立法を求めるものとする。

第8条

- 1 各締約国は、自国が所有し、且つ、自国の陸軍、海軍又は空軍が使用する財産に対する損害については、次の場合には他の締約国に対する自国のすべての請求権を放棄する。
- (i) 損害が他の締約国の軍隊の構成員又は被用者により北大西洋条約の運用に関連するその者の任務の遂行中に生じた場合
- (ii) 損害が他の締約国の所有する車両、船舶又は航空機でその軍隊が使用するものの使用から生じた場合。但し、損害の原因となった車両、船舶若しくは航空機が北大西洋条約の運用に関連して使用されていたとき、又は損害が北大西洋条約の運用に関連して使用されている財産に生じたときに限る。
- 海難救助についての一締約国の他の締約国に対する請求権は、放棄されるものとする。但し、救助された船舶又は積荷は、一締約国が所有し、且つ、その軍隊が北大西洋条約の運用に関連して使用していた場合に限る。
- 2 (a) 締約国が所有するその他の財産でその領域内にあるものに対して1に掲げる損害が生じた場合には、関係締約国が別段の合意をしない限り、本項(b)号に従って選定される一人の仲裁人が、他の締約国の責任の問題を裁定し、且つ、損害の額を査定するものとする。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定するものとする。
- (b) 前記の(a)号に掲げる仲裁人は、関係締約国間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある受入国の国民の中から選定するものとする。関係締約国が2箇月以内に仲裁人について合意することができなかつた場合には、いずれの締約国も、北大西洋理事会代理会議議長に対し、前記の資格を有する者の選定を要請することができる。
- (c) 仲裁人が行ったいかなる裁定も、締約国に対して拘束力を有する最終的なものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、本条第5項(e)号(i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、関係締約国間の協定によって定め、関係国が仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払うものとする。
- (f) もっとも、各締約国は、損害の額が次に掲げる額に達しない場合には、その請求権を放棄するものとする。

ベルギー	70,000ベルギー・フラン
カナダ	1,460ドル
デンマーク	9,670クローネ
フランス	490,000フランスフラン

アイスランド	22,800クローネ
イタリア	850,000リラ
ルクセンブルグ	80,000ルクセンブルグ・フラン
オランダ	5,320フローリン
ノールウェー	10,000クローネ
ポルトガル	40,250エスクード
連合王国	500ポンド
合衆国	1,400ドル

その他の締約国も、同様の事件により自国の財産に損害を受けた場合には、前記の額に達しない額に関する請求権を放棄するものとする。前記の国の通貨の間に為替相場の著しい変動があった場合には、締約国は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

- 3 本条第1項及び第2項の適用上、船舶について「締約国が所有する」というときは、締約国が裸よう船した船舶、裸よう船契約で徴発した船舶又は捕獲物として押収した船舶（当該締約国でないいずれかの人が損失の危険又は責任を負担する範囲を除く。）を含む。
- 4 各締約国は、自国の軍隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の締約国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 軍隊の構成員若しくは軍属の公務執行中における作為若しくは不作為又は軍隊若しくは軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、受入国の領域においていずれかの締約国以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求（契約による請求及び本条第6項又は第7項の適用を受ける請求を除く。）は、受入国が次の規定に従って処理するものとする。
 - (a) 請求は、受入国の軍隊の行動から生ずる請求に関する受入国の法令に従って、提起し、審査し、且つ、解決し、又は裁判する。
 - (b) 受入国は、前記のいずれの請求も解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払は、受入国が自国の通貨で行うものとする。
 - (c) 前記の支払（解決によってされたものであると受入国の管轄裁判所による事件の裁判によってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない受入国の裁判所による最終の裁判は、締約国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d) 受入国が支払った各請求は、その完全な明細及び(e)号(i)、(ii)及び(iii)による分担案とともに、関係派遣国に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、右分担案は、受諾されたものと認める。
 - (e) 本条第5項(a)号から(d)号及び第2項に従い請求を満足させるために要した費用は、締約国間で次のとおり分担する。
 - (i) 一派遣国のみが責任を有する場合には、裁定され、又は裁判で決定された額は、受入国がその25パーセントを、派遣国が75パーセントを負担する割合で分担する。
 - (ii) 二以上の国が損害について責任を有する場合には、裁定され又は裁判で決定された額は、それらの国が均等に分担する。但し、受入国が責任を有する国の一でないときは、その負担額は、各派遣国の負担額の半額とする。
 - (iii) 損害が締約国の軍隊の役務によって生じた場合において、その損害をそれらの

一又は二以上の軍隊の役務によるものと特定することができないときは、裁定され又は裁判で定められた額は、関係締約国が均等に分担する。但し、受入国が自国の軍隊の役務により損害を与えた国の一でないときは、その負担額は、各関係派遣国の負担額の半額とする。

(iv) 比率に基く分担案が受諾された各事件について受入国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、弁償の要請書とともに、6箇月毎に派遣国に送付するものとする。この弁償は、できるだけすみやかに、受入国の通貨で行わなければならない。

(f) 本項(b)号及び(e)号の規定を適用する場合において、一締約国に重大な困難が生ずるときは、その締約国は、北大西洋理事会に対し別種の解決を図るように要請することができる。

(g) 軍隊の構成員及び軍属は、その公務の執行から生ずる事件については、受入国において、その者に対して不利に与えられた裁判の執行手続に服しないものとする。

(h) 本項(e)号が本条第2項に定める請求権に適用される範囲を除く外、本項の規定は、船舶の航行若しくは運航又は貨物の積込、輸送若しくは荷卸から生じ、あるいはそれらに関連して生ずる請求権には適用してはならない。但し、本条第4項の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権は、この限りでない。

6 受入国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる軍隊の構成員又は軍属に対する請求は、次の方法で処理するものとする。

(a) 受入国の当局は、当該事件に関するすべての事情（被害者の行動を含む。）を考慮して、公平且つ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、且つ、その事件に関する報告書を作成する。

(b) 報告書は、派遣国の当局に交付されるものとし、派遣国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求の完全な弁済としてこれを受諾したときは、派遣国の当局は、自ら支払をし、且つ、その決定及び支払った額を受入国の当局に通知する。

(d) 第6項のいかなる規定も、請求の完全な弁済として支払が行われたのでない限り、軍隊の構成員又は軍属に対する訴えを受理する受入国の裁判所の管轄権に影響を及ぼすものではない。

7 派遣国の軍隊の車両を許可を得ないで使用したことから生ずる請求は、軍隊又は軍属が法律上責任を有する場合を除く外、本条第6項に従って処理するものとする。

8 軍隊の構成員又は軍属の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、派遣国の軍隊の車両が許可を得ないで使用されたかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は本条第2項(b)号に従って任命した仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の決定は、最終的且つ決定的のものとする。

9 派遣国は、受入国の裁判所の民事裁判権に関しては、本条第5項(g)号に定める範囲を除く外、軍隊の構成員又は軍属に対する受入国の裁判所の管轄権からの免除を請求してはならない。

10 派遣国及び受入国の当局は、締約国が関係を有する請求権の公正な審査及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

第9条

- 1 軍隊の構成員又は軍属並びにそれらの家族は、受入国の国民と同一の条件で、自己の消費のために必要な物品及び必要とする役務を現地で購入することができる。
- 2 軍隊又は軍属の維持のために現地で求めることが必要な物品は、通常、受入国の軍隊のためにそのような軍需品を購入する当局を通じて購入しなければならない。前記の購入が、受入国の経済に不利な影響を及ぼすことを避けるため、受入国の権限ある当局は、必要がある場合には、購入の制限、又は禁止物品の指示を行うものとする。
- 3 すでに効力を生じている協定及び派遣国及び受入国の権限ある代表者の間で以後作成される協定に従うことを条件として、受入国の当局は、軍隊又は軍属が必要とする建物及び土地並びにそれらに関連する施設及び役務を軍隊又は軍属の用に供するための適当な取極をすることにつき、単独で責任を負う。それらの協定及び取極は、できる限り、受入国の同様の人員の宿泊及び宿営に関する規則に従っていなければならない。受入国の法令は、反対の特約がある場合を除く外、建物、土地、施設又は役務の占有又は使用から生ずる権利及び義務を決定するものとする。
- 4 軍隊又は軍属の現地における同国市民労働力に対する要求は、受入国における同様の要求と同じ方法で、職業紹介施設を通じて行う受入国の当局の援助により充足するものとする。雇用及び労働の条件、特に、賃金、諸手当及び労働者の保護のための条件は、受入国の法令で定めるところによらなければならない。軍隊又は軍属に雇用されている前記の市民労働者は、いかなる場合にも、当該軍隊の構成員又は軍属とみなしてはならない。
- 5 軍隊又は軍属が駐在地に十分な医療又は歯科治療上の便益を有しない場合には、当該軍隊又は軍属の構成員及びそれらの家族は、受入国の同様な人員と同様の条件で、医療及び歯科治療上の処置（入院を含む。）を受けることができる。
- 6 受入国は、軍隊の構成員又は軍属に対する旅行の便益及び運賃に関する特権の許与に関する要請については、最も好意的な考慮を払うものとする。これらの便益及び特権は、関係政府間で結ばれる特別取極の主題となる。
- 7 本条第2項、第3項、第4項並びに必要な場合は第5項及び第6項に基づいて提供される物品、宿泊施設及び役務についての国内通貨による支払は、締約国間の一般又は特別の財政取極に従うことを条件として、軍隊の当局がすみやかに行わなければならない。
- 8 軍隊、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族は、本条を理由としては、受入国の財政関係の規制に基づいて課せられる購入及び役務に関する租税その他の公課の免除を享受するものではない。

第10条

- 1 受入国における何らかの形式の租税が、法律上、居所又は住所に基づいて負担されるものである場合には、軍隊の構成員又は軍属が当該軍隊の構成員又は軍属であることのみを理由として受入国の領域にある期間は、前記の課税については、受入国に居住する期間又は居所若しくは住所の変更をきたすものと認めてはならない。軍隊の構成員又は軍属は、そのような構成員又は軍属として派遣国から支払を受けた給料その他の手当に

ついて、又はそれらの者が一時的に受入国にいることのみに基づいて受入国にある有体動産について、受入国における課税を免除される。

- 2 本条の規定は、軍隊の構成員又は軍属が受入国においてそのような構成員又は軍属としての雇用以外に従事する営利的事業に関し、当該構成員又は軍属に課税することを妨げるものではない。また、第1項に掲げる構成員又は軍属の給料その他の諸手当及び有体動産に関する場合の外、本条の規定は、当該構成員又は軍属が受入国の領域外に居住又は住所を有すると認められた場合においても受入国の法令に基づいて負担すべき租税を課することを妨げるものではない。
- 3 本条の規定は、第11条第12項に定義する「関税」に対しては、適用してはならない。
- 4 本条の適用上、「軍隊の構成員」とは、受入国の国民たるものを含まない。

第11条

- 1 本協定に対立する明文規定がある場合を除く外、軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、受入国の税関当局が執行する法令に服するものとする。特に、受入国の税関当局は、受入国の法令で定める一般的条件に基づいて、軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を取り調べ、それらの者の荷物及び車両を検査し、並びに受入国の法令に従って物品を差し押さえる権利を有する。
- 2 (a) 軍隊又は軍属の軍用車両でその管理の下にあるものは、この協定の附属書に示す形式の証明書を提示して、関税の免除を受けて一時輸入をすること及び再輸出をすることを許される。
(b) 軍隊又は軍属の軍用車両でその管理の下にあるものでないものの一時輸入は、本条第4項に定めるところによるものとし、その再輸出は、本条第8項に定めるところによるものとする。
(c) 軍隊又は軍属の軍用車両は、道路上における車両の使用に関して納付すべき租税を免除される。
- 3 公用の封印がある公文書を携行する特使は、その地位のいかんを問わず、第3条第3項(b)号に従って発給された個々の移動命令書を所持していなければならない。この移動命令書は、携行している公文袋の数を示し、且つ、その内容が公文書のみであることを証明するものでなければならない。
- 4 軍隊は、その装備品、軍隊の専用のための適当な量の食糧、需品その他の物品並びに、受入国がその使用を許したときは、軍属及び家族の専用のための適当な量の食糧、需品その他の物品を関税の免除を受けて輸入することができる。関税の免除を受けてするこの輸入については、受入国と派遣国との間で合意された形式による証明書で派遣国によりこのための権限を与えられた者が署名したものを、合意された税関関係の書類とともに、輸入地の税関に提出しなければならない。この証明書に署名する権限を与えられた者の氏名並びに署名及び使用する印章の見本は、受入国の税関当局に送付しなければならない。
- 5 軍隊の構成員又は軍属は、受入国における任務に就くために最初に到着した時又は家族が当該構成員又は軍属と同居するため最初に到着した時、その任務期間中の使用のための身廻り品及び家具を関税の免除を受けて輸入することができる。
- 6 軍隊の構成員又は軍属は、自己及び家族の私用のための私有自動車に関税の免除を受

けて一時輸入することができる。本条は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税を免除する義務を生じさせるものではない。

- 7 軍隊の当局が行う当該軍隊及びその軍属の専用品以外の物の輸入並びに軍隊の構成員又は軍属が行う輸入で本条第5項及び第6項に掲げるもの以外の輸入は、本条を根拠として関税その他の条件の免除を受けることができない。
- 8 前記の第2項(b)号、第4項、第5項又は第6項に基づいて関税の免除を受けて輸入された物品は、
 - (a) 自由に再輸出することができる。但し、第4項に基いて輸入された物品の場合には、第4項に従って発給された証明書を税関に提出することを条件とする。この場合において、税関当局は、再輸出される物品が証明書に記載されたとおりであるかどうか、及びそれぞれ第2項(b)号、第4項、第5項又は第6項の条件で実際に輸入されたものであるかどうかを検査することができる。
 - (b) 通常は受入国において売却又は贈与により処分してはならない。但し、特定の場合には、その処分は、受入国の関係当局が課する条件（たとえば、関税その他の課徴金の納付並びに貿易及び為替の管理上の要件の遵守）で行うことができる。
- 9 受入国で購入された物品は、受入国における現行の規制に従ってのみ、受入国から輸出するものとする。
- 10 税関当局は、正規に構成された部隊又は編成隊に対し、国境を通過するための特別の措置を許すものとする。但し、関係税関当局に対し事前に正当な通知をしなければならない。
- 11 受入国は、軍隊又は軍属の軍用の車両、航空機及び船舶が使用するための燃料、油及び潤滑油がすべての関税及び租税を免除されて引き渡されるように、特別の取極をしなければならない。
- 12 本条第1項から第10項までにおいて、

「関税」とは、それぞれ輸入又は輸出について納付すべき関税その他すべての公課及び租税をいう。但し、提供された役務に対する料金に過ぎない手数料及び租税を除く。

「輸入」とは、当該物品が受入国で育成され、生産され、又は製造されたものでないことを条件として、税関の倉庫又は税関の継続的管理下からの引取を含む。
- 13 本条の規定は、当該物品が受入国に輸入され、又は受入国から輸出されるとき、及び当該物品が締約国の領域を通過するとき、当該物品に対して適用するものとし、このため、本条において「受入国」とは、当該物品が通過する領域が属する締約国を含むものとみなされる。

第12条

- 1 受入国の税関当局又は財政当局は、この協定に定める関税若しくは財政上の免除又は譲許を与える条件として、その濫用を防止するために必要と認める条件を遵守すべきことを要求することができる。
- 2 前記の当局は、受入国で育成され、生産され、又は製造された物品で輸出されなかったならば課せられたはずの租税若しくは公課を納付しないで、又はその払いもどしを受けて受入国から輸出されたものの受入国への輸入については、この協定で定める免除を拒否することができる。税関の倉庫から輸出される物品は、当該物品がその倉庫に保管

されたことを理由として輸出されたものと認められているときは、輸入されるものとみなされる。

第13条

- 1 関税及び財政に関する法令に対する違反行為を防止するため、受入国及び派遣国の当局は、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- 2 軍隊の当局は、受入国の税関当局若しくは財政当局によって行われ、又はそれらの当局に代わって行われる差し押えを受けるべき物件がそれらの当局に引渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- 3 軍隊の当局は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- 4 受入国の関税又は財政に関する法令に対する違反行為に関連して受入国の当局が差し押えた軍隊又はその軍属に属する軍用車両又は物件で当該軍隊の構成員又は軍属個人に属するものでないものは、当該軍隊の当局に引き渡さなければならない。

第14条

- 1 軍隊、軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族は、派遣国の外国為替規制に服さなければならない。また、受入国の当該規制にも服さなければならない。
- 2 派遣国及び受入国の外国為替当局は、軍隊若しくは軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に適用すべき特別な規制を発することができる。

第15条

- 1 本条第2項を留保して、この協定は、北大西洋条約の適用がある敵対行為がある場合には、引き続き効力を有する。但し、第8条第2項及び第5項の請求権の解決に関する規定は、戦争による損害には適用がないものとし、この協定の規定、特に第3条及び第7条の規定は、関係締約国中この協定の相互間における適用に関して望ましいと認める改正をすることに同意する国より直ちに再検討されるものとする。
- 2 各締約国は、前記の敵対行為がある場合には、他の締約国に対し60日前に通告することにより、自国に関する限りこの協定のいずれの規定の適用も停止する権利を有する。締約国は、この権利が行使されたときは、停止された規定に替えるべき適当な規定について合意するため、直ちに協議しなければならない。

第16条

この協定の解釈又は適用に関する締約国間のすべての紛争は、他のいかなる裁判権にもよることなく、その相互間で解決するものとする。但し、この協定に反対の明文規定がある場合には、直接の交渉で解決することができない紛争は、北大西洋理事会に付託するものとする。

第17条

締約国は、いつでもこの協定のいずれの条項の改正をも要請することができる。その要請は、北大西洋理事会に提出するものとする。

第18条

- 1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかにアメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、各署名国に対し批准書の寄託の日を通告するものとする。
- 2 この協定は、4カ国の署名国がその批准書を寄託した後30日で、それらの国の間において効力を生ずる。この協定は、その他の各署名国については、その批准書が寄託された日の後30日で効力を生ずる。
- 3 この協定の効力が生じた後は、北大西洋理事会の証人及び北大西洋理事会が決定する条件に従うことを条件として、北大西洋条約に加入する国の加入のために、開放するものとする。加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行われ、同政府は、各署名国及び各加盟国に加入書の寄託の日を通告するものとする。この協定は、加入書を寄託した国については、その加入書の寄託の日の後30日で効力を生ずる。

第19条

- 1 いずれの締約国も、この協定が効力を生じた日から4年の期間が経過した後は、この協定を廃棄することができる。
- 2 この締約国によるこの協定の廃棄は、当該締約国からアメリカ合衆国政府にあてた書面による通告によって行うものとし、同政府は、他のすべての締約国に対し、各廃棄の通告及びその受領の日を通告するものとする。
- 3 廃棄は、アメリカ合衆国政府が廃棄の通告を受領した後1年で効力を生ずる。この1年の期間が経過した後は、この協定は、廃棄した締約国については効力を失うが、その他の締約国において効力は存続するものとする。

第20条

- 1 本条第2項及び第3項の規定を留保して、この協定は、締約国の本土領域にのみ適用する。
- 2 もっとも、各国は、この批准書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、アメリカ合衆国に対する通告により、北大西洋条約地域内でその国が国際関係について責任を有するすべての領域又はいずれかの領域に対し、この協定を拡張適用することを、（宣言を行う国が必要と考える場合にはその国と各関係派遣国との間の特別協定の締結を留保して）宣言することができる。この協定は、アメリカ合衆国政府がその通告を受領した後30日若しくは特別協定の締結（必要な場合）の後30日又は第18条に基づき効力を生じた時のうちいずれか遅い方の日に、通告書に掲げる1又は2以上の領域に対して拡張適用するものとする。
- 3 本条第2項に基づき、国際関係について責任を有する領域に対してこの協定を拡張適用することを宣言した国は、第19条の規定に従って、当該地域に関して別個にこの協定を廃棄することができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。1951年6月19日にロンドンで英語及びフランス語の本文をひとしく正文とする本書1通を作成し、これをアメリカ

合衆国政府の記録に寄託する。アメリカ合衆国政府は、本書の認証謄本をすべての署名国及び加盟国に送付する。

ベルギー王国のために

オベールド・ティユジー

カナダのために

L・D・ウィルグレス

デンマーク王国のために

ステーンスン＝レート

フランスのために

エルヴ・アルファン

アイスランドのために

グンラウゲル・ペトウルソン

イタリアのために

A・ロッシ・ロンギー

ルクセンブルグ大公国のために

A・クラーゼン

オランダ王国のために

A・W・L・チャルダ・ファン・スタルケンボルフ・スタハウエル

ノールウェー王国のために

ダーク・ブリューン

ポルトガルのために

R・エネス・ウルリッチ

この条約は、ポルトガルの大陸における領域にのみ適用するものとする。(隣接する諸島及び海外領地を除く。)

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ハーバート・モリスン

アメリカ合衆国のために

チャールズ・M・スポフォード